

徳島県規則第九号

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則
徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号イ中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。